

## 独占禁止法基本問題懇談会（第31回）議事概要

平成19年5月21日

1 日時 平成19年5月15日（火）13：30～16：45

2 場所 内閣府 本府庁舎 5階 特別会議室

### 3 出席者

座長	塩野 宏	東京大学名誉教授
座長代理	金子 晃	慶應義塾大学名誉教授
委員	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	榎野 信治	読売新聞東京本社論説委員
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
	小林 いずみ	メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	西田 典之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	根岸 哲	甲南大学法科大学院教授
	浜田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
	日野 正晴	駿河台大学法科大学院研究科長
	増井 和男	慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
	松井 彰彦	東京大学大学院経済学研究科教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	村田 恒子	松下電器産業株式会社理事 松下ホームアプライア ンス社法務グループマネージャー
	諸石 光熙	住友化学株式会社特別顧問
	山本 孝宏	弁護士

（専門調査員）今井 法政大学教授、中川 神戸大学教授

（その他）公正取引委員会 松山経済取引局長

（事務局）内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府  
次長、東出 参事官

#### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 東京大学柳川範之准教授からのヒアリング
- (3) 京都大学・慶応大学矢野誠教授からのヒアリング
- (4) 行政調査（審査）手続について
- (5) 法令遵守体制を充実させていたこと等を考慮要素とすることについて
- (6) 報告書の構成（案）について
- (7) 閉会

#### 5 東京大学 柳川範之准教授からのヒアリング

- (1) 東京大学柳川範之准教授から、 個別業法の事後規制化により独占禁止法や公正取引委員会の役割が増大している、 事業活動の国際化にともない競争政策のハーモナイゼーションが求められている、 競争政策の適切な実行はイノベーションを促進し経済成長を促進させる、 競争政策においては、迅速性、透明性・予測可能性、国際性が求められる、 動学的効率性の観点からは競争政策が問題とすべき企業行動としての新規参入阻止や投資阻止を重視すべきである、 エンフォースメントのため、より広範なモニタリングと先例の蓄積が重要である、といった説明があった（資料1参照）。
- (2) これに対する質疑応答は概ね以下のとおり。
  - ・ 新規参入阻止や投資阻止といった企業行動をより問題とすべきというのは、カルテルや入札談合以外の排除型の私的独占にも目を向けるべきであるという趣旨と理解してよいか。

排除型の私的独占による参入阻止という動学的な面を重視すべきである。価格維持行為や入札談合にも動学的な観点から重視すべき側面がある。
  - ・ 競争政策に求められる視点として、透明性や予見可能性が重要ということであるが、その際、ルールはすべて法律で定める必要があるか。それともガイドラインのようなものでよいか。

透明性や予見可能性が確保されるのであればどのような形式でもよい。競争政策に求められる別の視点として迅速性があるが、法律で定めると、迅速性が阻害される場合もある。

- ・ 司法制度等が各国毎に異なっている現状において、競争政策のハーモナイゼーションといった場合、制度そのものは異なっても、実質的に同じものが確保されていけばよいと考えてよいか。

制度を同一にすることは時間がかかる。結果の同一性を確保することが大事である。
- ・ 独占禁止法のエンフォースメントにおいて民事訴訟を活用することについてどう考えるか。

民事訴訟を活用するかどうかよりも、エンフォースメントにおいて私人の情報をいかに活用するかの視点が重要である。
- ・ 各国による競争政策の制度間競争が望ましくない結果をもたらすこともあるとの説明があったが、具体的にどういうことか。

極端な例であるが、他の国で違反行為とされているカルテル等の行為が合法である国がある場合に、その国ばかりに事業者が集まるようになり、その結果、他の国でも事業者を集めるためカルテル等を容認するような競争法が導入されていくような現象が起こるとすれば、それは望ましくない制度間競争である。
- ・ 日本の競争政策は、これまで、米国やEUの競争政策をモデルとしてきたが、米国やEUは今後もモデルたりうるか。

他の法律においても、日本の慣行や歴史に合わせて独自の形成がなされており、そうしないと実効性が確保できない。競争政策においても、米国やEUを参考にしつつ独自のものを作っていくべきではないか。
- ・ エンフォースメントの費用についてどのように考えるか。

基本的には、得られる便益に応じて費用をかけるべきである。ただし、かける費用に対する便益は常に一定ということではなく、一定程度のエンフォースメントが確保できれば、それ以上はあまり費用をかけなくても違反行為は抑止できるという場合もある。

## 6 京都大学・慶応大学 矢野誠教授からのヒアリング

- (1) 京都大学・慶応大学矢野誠教授から、競争法は、競争を守ることで高質な市場を形成し、経済の発展・成長の基礎を作るべきものであるべき、競争を守るという理念を形成し、私的経済活動の目標と一致させ、コンプラ

イアンスを通じて市場の質を高めるよう、競争法はデザインされるべき、との説明があった。

(2) これに対する質疑応答は概ね以下のとおり。

- ・ どのような場面においても自由競争が良いといえるのか、それとも、限定された状況においてそう言えるのか。

競争には競争のルールがある。適切に設定されたルールの下ではじめて自由競争もありうる。市場には良い機能がある。その良い機能を発揮させるように競争ルールを設定することが重要である。

- ・ 経済学者は一般に効率性を重視しているが、公正性についてはどう考えるか。

一般の経済学者と異なると思うが、公正性は重要であり、経済学的に説明がつくと考えている。

- ・ 市場の質が高いかどうかは誰が判断するのか。

難しい質問だが、財の市場でいえば、モノを買い易い市場とそうでない市場があるのは確かであり、ある程度は消費者が判断できる。

- ・ コンプライアンス体制の整備状況を、違反金の加減算要素とすることについてどう考えるか。

米国では考慮している分野もあり、考慮すべきと考えている。

- ・ 日本では資本市場のルールは競争法に反映されていないが、この点についてどう考えるか。

基本的・普遍的なものとして競争法のルールがあり、これに加えて、例えば、資本市場にさらに特別なルールがあってもよいし、あってしかるべきである。

- ・ 理念の形成が重要だというが、理念形成においてペナルティが果たす役割をどのように考えるか。

理念はペナルティとは独立して存在する。たとえば、地球環境が大切という理念があれば、ペナルティに関わらず、地球にやさしい商品を購入することとなる。ただし、行動を規律するためにペナルティが果たす役割はあり、ペナルティの水準の設定にあたっては、摘発率や有罪率を考慮することが必要である。

## 7 行政調査（審査）手続について

行政調査（審査）手続について、資料2に基づき討議を行った。出された意見は概ね以下のとおり。

- ・ 違反金と刑事罰を併科するかどうかの場面や違反金の水準、行政調査手続で、それぞれ、外国法制との整合性に配慮している部分がある一方、そうでない部分もあり、一貫性に欠けるのではないか。
- ・ 刑事との比較については、刑事手続では厳格な証拠法則がある一方、行政調査ではなく、それを別の手続的保障で補う必要があるのではないか。
- ・ 行政調査手続は、最初から最後まで一貫したものであり、部分的に異質なものに変えるべきではない。
- ・ 供述調書の写しの提供や供述録取の際の弁護士の同席以外にも検討すべき点があるのではないか。

## 8 法令遵守体制を充実させていたこと等を考慮要素とすることについて

法令遵守体制を充実させていたこと等を違反金算定の考慮要素とすることについて、資料3に基づき討議を行った。出された意見は概ね以下のとおり。

- ・ 法令遵守体制の充実を宣言した事業者について違反金を減算することとし、その後違反した場合に違反金を大幅に加算することとすれば、法令遵守体制が実質的に機能していたかどうかを判断するコストがいらなくなる。また、こうした制度を導入することにより、違反行為に対する抑止力が低下するかどうかは、法令遵守体制の充実を宣言した後の違反に対しどの程度の違反金を課すかにかかっている。
- ・ 法令遵守体制の充実が違反行為の抑止につながるということが議論の出発点となるべきではないか。
- ・ 法令遵守体制の充実が重要であることに異論はないが、検討の対象となっているのは、それを違反金の加減算要素とするかどうかである。
- ・ 現に違反行為を行った事業者の違反金を減額することは国民の納得が得られるのか疑問である。
- ・ 法令遵守体制の充実の流れは、米国の量刑ガイドラインに端を発しており、これは現に違反行為が起こった後の話である。

## 9 報告書の構成（案）について

報告書の構成（案）について、資料4に基づき討議を行った。出された意見は概ね以下のとおり。

- ・ 審判の在り方に関し、審判を廃止し公正取引委員会の処分に不服がある場合には地方裁判所に取消訴訟を提起する方式について、項目を設けるべきではないか。

（文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室）